

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度 Q&A①

孫の教育資金として、おじいちゃん、おばあちゃんのお金を消費に回してもらおう、という制度が創設されました。**教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度**と言います。

具体的な質問から、ご理解を深めてください。

Q1 おじいちゃんから 1,000 万円を贈与され、きちんと手続きをして「教育資金の非課税」化をしました。1,500 万円の非課税限度額まで余裕があるので、追加で 700 万円出してもらったとします。この時、700 万円について「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか？また、そのためには、どのような手続きを行えばよいですか？

A1 非課税限度額 1,500 万円から、既に「教育資金の非課税化」の特例の適用を受けるために提出した教育資金非課税申請書に記載した 1,000 万円を控除した 500 万円を限度に、「教育資金の非課税」化をすることができます。

この場合、受贈者(孫)は、**追加教育資金非課税申告書**をその教育資金非課税申告書に係る取扱金融機関を通じて、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。実際に 700 万円を入金するまでに、手続きを済ませてください。

限度を超える 200 万円については、受贈者(孫)が贈与税の申告を行ってください。

Q2 では、先のケースで、1,000 万円を使い切った後で 700 万円を出してもらったとしたら、どうなりますか？

A2 先のケースとの違いは、提出書類が追加教育資金非課税申告書ではなく、**教育資金非課税申告書**になることです。

あとは同じです。

他の注意点として、700 万円を別の金融機関に持って行って口座を作る(教育資金非課税申告書を提出する)ことはできません。教育資金非課税申告書に係る口座を 2 以上持つことはできません。